

災害対策特別委員會議録 第十二号

(八七七)

昭和三十九年六月二十五日(木曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 中山 榮一君

理事 稲葉 修君 理事 大久保武雄君

理事 田中 正巳君 理事 古川 太吉君

理事 細田 吉藏君 理事 稻村 隆一君

理事 岡本 隆一君 理事 村山 喜一君

天野 光晴君 池田 清志君

小沢 辰男君 龜岡 高夫君

壽原 正一君 田澤 吉郎君

中馬 辰猪君 井谷 正吉君

井手 以誠君 石田 有全君

泊谷 裕夫君 中村 重光君

華山 親義君 山口丈太郎君

竹谷源太郎君 玉置 一徳君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 中西 一郎君

(大臣官房長)

委員外の出席者

大蔵事務官 宮崎 仁君

(主計官)

大蔵事務官 大島 隆夫君

(国税庁直税部)

所得税課長

農林事務官 中沢 三郎君

(農林経済局長)

金蔵課長

六月二十四日

委員久保田豊君及び田口誠治君辞任

につき、その補欠として石田有全君

及び松井誠君が議長の指名で委員に

選任された。

第二類第五号

同月二十五日

委員藤井勝志君、卜部政巳君、西宮

弘君及び稲富稜人君辞任につき、そ

の補欠として中島辰猪君、華山親義

君、井手以誠君及び玉置一徳君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員中馬辰猪君、井手以誠君、華山

親義君及び玉置一徳君辞任につき、

その補欠として藤井勝志君、西宮弘

君、卜部政巳君及び稲富稜人君が議

長の指名で委員に選任された。

六月二十四日

昭和三十九年四月から五月上旬まで

の長雨等についての天災による被害

農林漁業者等に対する資金の融通に

関する暫定措置法の適用の特例に関

する法律案(内閣提出第一七三三)

同月十八日

福島県下の晩霜害対策に関する請願

(亀岡高夫君紹介)(第四四一五号)

福島県下の凍霜害対策に関する請願

(亀岡高夫君紹介)(第四四一六号)

同月二十二日

奄美大島地域の干ばつによる農作物

被害対策に関する請願(池田清志君

紹介)(第四九七九号)

鹿児島県下の天災による農作物被害

対策に関する請願(池田清志君紹介)

(第四九八〇号)

鹿児島県下の麦、なたね等の災害対

策に関する請願(池田清志君紹介)

(第四九八一号)

は本委員会に付託された。

昭和三十九年六月二十五日

六月二十日

福島県の凍霜害対策に関する陳情書

(福島市杉妻町二丁目十六番地福島

県町村会長佐藤秀外四名)(第八二

七号)

日南市の長雨等による農業被害対策

に関する陳情書(日南市長河合弘美)

(第八二八号)

長崎県の長雨等による農業被害対策

に関する陳情書(長崎市興善町六番

二十四号長崎県町村議会議長長増

本重一)(第八二九号)

三重県の干害対策に関する陳情書

(三重県知事田中寛外一名)(第八三

〇号)

災害対策に関する陳情書(中国四国

九県議会議長代表愛媛県議会議

議長渡部高太郎)(第八三一三)

大分県の長雨等による被害対策に関

する陳情書(大分市荷揚町大分県農

業会議会長岩男仁蔵)(第八三七号)

は本委員会に送付された。

本日の會議に付した案件

閉会中審査に関する件

昭和三十九年四月から五月上旬まで

の長雨等についての天災による被害

農林漁業者等に対する資金の融通に

関する暫定措置法の適用の特例に関

する法律案(内閣提出第一七三三)

請願

一 異常長雨等による農作物災害対

策に関する請願(下平正一君紹介)

(第三七五号)

〇中山委員長 これより會議を開きま

す。

二 福島市の凍霜害対策に関する請

願(天野光晴君紹介)(第四一七七

号)

三 鹿児島県下の天災による農作物

被害対策に関する請願(池田清志

君紹介)(第四二〇八号)

四 福島県下の晩霜害対策に関する

請願(亀岡高夫君紹介)(第四四一

五号)

五 福島県下の凍霜害対策に関する

請願(亀岡高夫君紹介)(第四四一

六号)

六 奄美大島地域の干ばつによる農

作物被害対策に関する請願(池田

清志君紹介)(第四九七九号)

七 鹿児島県下の天災による農作物

被害対策に関する請願(池田清志

君紹介)(第四九八〇号)

八 鹿児島県下の麦、なたね等の災

害対策に関する請願(池田清志君

紹介)(第四九八一号)

〇中山委員長 これより會議を開きま

す。

昨二十四日本委員会に付託になりま

した昭和三十九年四月から五月上旬ま

での長雨等についての天災による被害

農林漁業者等に対する資金の融通に

関する暫定措置法の適用の特例に関

する法律案を議題とし、審議に入ります。

昭和三十九年四月から五月上旬ま

での長雨等についての天災による

被害農林漁業者等に対する資金の

融通に関する暫定措置法の適用の

特例に関する法律案

昭和三十九年四月から五月上旬ま

被害農林漁業者等に対する資金の

融通に関する暫定措置法の適用の

特例に関する法律案

昭和三十九年四月から五月上旬

までの長雨等についての天災に

よる被害農林漁業者等に対する

資金の融通に関する暫定措置法

の適用の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十九年

四月から五月上旬までの長雨及び

当該期間内における長期にわたる

高温(以下「長雨等」という。)によ

る麦等の農作物の被害が広範かつ

大規模であつて、その国民経済及

び民生に及ぼす影響が著しいこ

とにかんがみ、これに対処する措

置として、天災による被害農林漁

業者等に対する資金の融通に関す

る暫定措置法(昭和三十年法律第

百三十六号。以下「法」という。)の

適用の特例について規定するもの

とする。

(法の特例)

第二条 長雨等が法第二条第一項の

規定により同項の天災として指定

された場合における長雨等につい

ての法の適用については、法第二

条第二項中「又は天災による果樹

とあるのは、天災による果樹」と

「開拓者にあつては百分の四十」

以上である旨」とあるのは「開拓

者にあつては百分の四十」以上で

ある旨又は天災による麦その他の

政令で定める農作物の減収による

第二類第五号

災害対策特別委員會議録第十二号

案を提出する理由である。

損失額の合計が平年における当該農作物(四月から五月上旬までの期間に栽培されるものに限る)による収入額の合計の百分の八十以上開拓者にあつては百分の七十以上、昭和三十八年四月から六月までの長雨に係る被害農業者であつて当該長雨による麦及びなたねの減収による損失額の合計が平年における麦及びなたね(四月から六月までの期間に栽培されるものに限る)による収入額の合計の百分の八十(開拓者にあつては百分の七十)以上である旨の市町村長の認定を受けたものにあつては百分の五十(開拓者にあつては百分の四十)以上である旨とし、同条第四項第二号中「期限以内のものであること」とあるのは「期限以内のものであり、かつ、特別被害地域内において農業を営む特別被害農業者に貸し付けられる場合にあつては、その償還期限内において、据置期間が、六月以上一年以内のものであること」とする。

この法律は、公布の日から施行する。

#### 附則

#### 理由

昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等による麦等の農作物の被害が広範かつ大規模であることにかんがみ、当該長雨等について、天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の対象となる特別被害農業者の範囲等に関し同法の適用の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律

○中山委員長 ます、政府より趣旨説明を求めます。丹羽農林政務次官。

○丹羽(兵)政府委員 ただいま議題となりました昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

本年四月から五月上旬にかけて四国及び九州を中心とする西日本一帯において長雨及び長期にわたる高温が続き、六月一日現在の調査結果によれば、麦、なたね等の農作物被害は百八十一億円に達し、被害規模がきわめて大きく、かつ、被災地域も広範囲に及んでおります。

このように麦、なたね等の主要な農作物等に著しい被害を生じますと、今後の農業の再生産に及ぼす影響が甚大であるばかりでなく、農家経済への影響も無視しがたい実情でありますので、天災融資法の適用について特例を設け、被害農業者に低利資金を融通する等の措置を講じ、すみやかに農業の再生産の確保と民生の安定をはかるうとするものであります。

今回の特例の第一点は、特別被害農業者の範囲を拡大することであり、ます、天災融資法では、農業粗収入の五割以上の損失額がある場合に限り、特別被害農業者として三分五厘の低利資金を借り受けることができるようにしておりますが、今回の特例措置では、麦等の主要な農作物の収入が八割以上失われた被害農業者並びに昨年四月から

六月までの長雨により麦及びなたねの収入が八割以上失われて被害農業者となり、かつ、今回の長雨等により麦等の主要な農作物の収入が五割以上失われた被害農業者も特別被害農業者として取り扱い、三分五厘の資金を融通することができるようになるものであります。

特例の第二点は、以上の特別被害農業者に貸し付ける三分五厘の経営資金については被災者の負担の緩和をはかるため、特に六カ月以上一年以内の据え置き期間を設けることとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○中山委員長 以上で本案に対する趣旨の説明は終わりました。

○中山委員長 これより質疑に入りまします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。大久保武雄君。

○大久保委員 私は最初に、当委員会におきまして、長雨災害の被害の甚大であること、並びに昨年の激甚なる災害に引き続いて本年と、連年裏作の激甚なる被害を受けておられる農家に対して、政府は特段の措置を講じ、すみやかに特別立法を制定して、特別被害農家の拡大あるいは貸し付け条件の緩和等の措置を講じてもらいたいということを要請しておきましたが、政府が今回特別立法の制定に踏み切られませんでした。しかし、私は、この際さらに政府に一考をわずらわし、この法

律の施行とともに政府に特段の考慮をわずらわすべきであると考えて、三点がありますから、これらの点につきまして政府の意向をただしておきたいと存する次第であります。

今回の法律によりましますと、ただいま政務次官が御説明のとおり、本年の裏作被害の百分の八十以上、昨年からのこしにかけた連年災につきましても、昨年百分の八十以上の被害を受けた農家であつて本年百分の五十以上の裏作被害を受けておる農家に対して、特に被害農家としての特典を与えようというところでございます。そこで、この法律によりまして、被害を受けた農家の指定をいかなる基準で政府は適用されるのであるか、また、その基準によつて適用される農家は何県と何県であるか、この点を御説明いただきたいと思ふ次第であります。

○中西政府委員 ただいまのお話でございしますが、昨年は裏作につきましても、昨年の二つの以上の被害があるというところで県を指定いたしましたわけですが、本年はそれを緩和しまして百分の四十というところで県を指定する予定でございます。その県は高知、愛媛、長崎、熊本、宮崎、鹿児島にわたるわけでございます。

○大久保委員 ただいま官房長の説明は一応承りましたが、ただいま指定を予定されました県のほかに、これらの県に隣接した地帯において長雨の非常に激甚なる被害を受けておる地帯があるわけでありまします。雨というものは役人のつくつた行政区画単位に降るわけではなくて、一般の天然現象によつて降る次第でございしますから、それを役人のつくつた一つの行政区画の

場合にはめ込んでしまおうということに無理が出てくるわけでございします。すなわち、今回の長雨は、長崎県の県境に位しておる佐賀県の三郡、熊本県と福岡県の県境にありましますところの福岡県の二郡、あるいは宮崎県と大分県の県境に位置してございしますところの大部分の二郡等は、かなり激甚な被害を受けておりますにもかかわりませず、ただいま政府の説明によりましますと、県として指定が受けられない。いろいろな条件によつて災害の救済において一つの差別待遇が行なわれるというところは、災害を受けた農民にとりまして非常な差別待遇を受けたという感じを残すわけでございまして、これは災害を救済するという本院の趣旨から申しまして、また本法の精神から申しまして、まことに残念なことではあります。また、さような感情は払拭しなければならぬのでございします。そこで、これは三県にわたつて七郡にのぼつておりますが、これらの七郡をも一緒に固めまして、これらは当然一つの県に相当するくらいの広範な地域が除外される、かようなことになるわけでございます。そこで政府は、これらの隣接県の漏れた郡に対して、いま申しました百分の四十、あるいはそれをさらに緩和するということは何らか考慮することは考えられないか、また、百分の四十では入りましますまいから、それをさらに下つた措置について考慮はされないのであるか、この点をひとつ政府に質問したいと思ふ次第であります。

○中西政府委員 お話の点、県境の隣接した地域におきまして、隣同士で、三分五厘の適用を受ける、あるいは

は受けないという差別が出るのは、お話のとおりであります。ただその場合に、国の政策として考えますと、天災融資法に基づくそれ以外の措置というところも考えられるわけでございます。とりあえず天災融資法につきましては特別措置ということで現在考えておりますのは、先ほど申し上げました百分の四十であります。三県の御指摘がございまして、県によりましては二割台というように含まれておられるわけでございます。そこで、国としての考え方ですが、県の単独事業でそういうことがやれるならば県単でやっていただくというところも期待をいたしたいと思っております。これはせんだつての大きな被害がありまして、千葉県等でおとり願った措置でございます。その場合に、第二の問題として、県単でおやりになった場合に特別交付税等によってそれを補てんする措置が講じられるかどうかというところであります。これが第二の問題ですが、この点につきましてはなお関係各省と協議を詰めていく必要が残っておりますが、私も農林省の気持ちとしては、そういう方向で片がつくというののも一つの方法ではないかというふうに考えておる次第です。そういうことを講じまして、結果としてそれぞれアンバランスがないというように期待し得るのではないのか、こういうふうに考えておる次第でございます。

**○大久保委員** 県が指定を受けたときに、指定を受けた県の中の市町村を指定する場合は、連年災のところにございまして、昨年八〇%以上本年五〇%以上の被害を受けた被害農家が、その市町村の農家戸数の一〇%以上ある市町村は指定されるわけであります。そこで、市町村を指定するときには、一〇%というところで被害の市町村が指定されておつて、県の段階になると百分の四十とか以上でなければ指定がされないというところは、どうも法の精神からいっても非常に疑問に考えられるのであります。また、そこに被害農家が相当数集団した地域があるならば、それを取り上げて指定をしてもいいじゃないか。これは法制上絶対にはできないものであります。あるいは、この県の指定等は農林省のいかなる法的措置によつてこの基準は適用されるのであります。何らかそこに農林省の法律によらざる方途でもし指定される方法ありとするならば、市町村段階において百分の十で指定されるのに、県段階においては百分の四十とか百分の五十でなければ指定されないというところ、この被害の集約点をつかまえておるかどうかという点に、私は災害救済上の矛盾があるように思ふのであります。この点についての農林省の考え方を伺いたいと思ふ次第であります。

**○中西政府委員** 御指摘の点のような考え方も成り立つわけでございます。が、天災融資法がございまして以来もう十年近く相なるわけでございます。都道府県を指定しまして、都道府県と市町村というふうなルートを通じまして、その財政力にある程度の負担を期待するということまで県を指定してやっておるわけですね。その損失補償にしまして、利子の補給にしても、県を通じてやるわけでございますが、そこで考え方として、財政負担といふものをどの程度やってもいいかという場合の一つのめどとして、県単位での被害のウェイトというふうなところで処理してまいつておるわけです。そういう形で拾いますと、先ほど来の話のような趣旨での解決にはならないわけですが、従来どおりのことでやりましてその上でアンバランスが出るというならば、別途の方策でそれを救うということ、結果としてのアンバランスはないようにしたい。法制上絶対にはできないことではございませんが、従来の運営の方針等にかんがみまして、府県に重点を置いた施策をしていくというところで、従来どおりやりたいと考えておる次第でございます。

**○大久保委員** 私は、この点がやはり、この市町村段階の指定、県段階の指定、並びに、実際被害を受けた地域を救済しようとしておるのであるか、あるいは行政区域単位をしゃくし定木にやっておるのであるかという点につきましては、非常な疑問をいまだに持つておるのであります。しかもその運用段階であるということでありましたならば、これは変えられないこともなからう、かように思ふのであります。が、しかし、救済はきわめて急を要することでもございまして、この点はさらに政府におきまして特に考究をいただいて、さような法律によらざる方法によつて救済得る地域というものはあくまで救済の法の精神である、こういうことに照らして、緊急なる各省との検討を進めてもらいたいと思ふ。これをやるわけでありまして、次回のおおねいしますが、さような地帯におきまして、今回の長雨地帯に天災融資法の発動があれば、六分五厘の適用はこれはあるわけでございますね。

**○中西政府委員** 当然適當でございます。

**○大久保委員** 次に私は質問いたしましたと思うのでございますが、先ほどちょっと官房長が触れておりました、県の単独措置で今回の特例と同じような三分五厘の利子補給をするというところは、これは各県におきまして当然とする措置であろうと思ふのであります。そういう場合において、先ほど、政府はこれが利子補給について検討しておるということではございますが、これが確たる約束ができるかどうか、もう一ぺん政府側の答弁をいただきたいと思つております。

**○中西政府委員** これはそれぞれの県当局とこれから折衝をし、必要があれば、第二の方法と申しましたが、自治省あるいは財政当局等とも打ち合わせをして取り進めてまいりたいと思つております。

**○大久保委員** これは交付税の対象として、特交段階においてぜひともその助成をしていくということに政府は踏み切つてもらいたい、かように考える次第であります。

また、指定を受けない県に對しまして、自作農の維持創設資金のうちの災害資金を優先的に融資する考えはないのか。自創資金は利子はたしか五分であつたと思いますが、これは期間もかなり長いようでもございまして、これらの点においても、この指定を受けない県が、指定を受けた県に對しまして非常な不利な立場にあるということは、重ね重ね気の毒な状態でございますか。

ら、この点について、農林省はいかなる措置をしようとしておるのか、答弁を明確にいただきたいと思つております。

**○中西政府委員** お話しした点、六分五厘の県等につきましても天災融資法のワケができるわけですが、その際に自創資金の災害分につきましても当然それに見合ったワケを設定いたしまして、金融の道を講ずることを考えております。

**○大久保委員** そのほか農林省はいかなる考えを持っておられますか。こういったような法律上指定から漏れて、しかも県境といつても、つながつておる、農耕地帯でございまして、隣の県の麦畑は自分の目で見えるわけでありまして、それが、被害が同じであつて、しかも十分な政府からの救済措置が行き渡らない、こういうことに對する不満というものは、ぬぐえといつてもなかなかぬぐえぬわけではないのであります。そこに必要なのは、政府の親心と申しますか、一つの大岡式な踏み切りというものでございまして、法はもろろん守るべきである。しかし、法はただそれを暴走するだけでは法に忠実なるゆえんではないのであつて、そこに何らかの涙ある措置をとるといふことが政治であるわけでありまして、農林省は、そういう連年災害に泣いておる農民を救済するため、何らか涙の政治をしようとしておるのであるか、あるいは法律の番人としての役人の立場を維持しようとしておるのであるか。涙の政治をするか、法律の政治をするか、その点について、何らか涙ある方途を講じようとするならば、その二、三をここに例示をし

でもらいたい、かように考えるわけでありませう。これは政務次官からひとつ……。

○丹羽(兵)政府委員 たいだい大久保

先生から、政府がとるべき措置、これについて御質問がございましたが、なるほど、特例法を今日御審議いただいで救おうとはしておりますけれども、しかし、実際災害を受けたもの、そうした農家が、国に、また県に願う気持ちと申しますか、すがりつこうとする気持ちというものは、ただいま先生から御指摘のあったような道を講じていかねば、これはほんとうに救われていないと思います。そうすることが災害を受けたものを救う道だ、こう私は考えますので、特に政令の指定にあつては、災害県のみならず、そういうことにとらわれずに、地域的な被害の実情等を十分考慮して、ただいま先生から、災害を受けた農民の気持ちになつてお訴えになりましたように、被害農家に対する国の施策というものが均衡に行き渡るような方法を講じていかなくちやならぬ。それについては、農林省がやるか、県がやるか、あるいは自治省が特交という形で考えるか、いずれにいたしましても均衡でいかなくちやならぬ。ただ行政区域がこうなつておるから、現在の法のたてまえがこうなつておるからというので、均衡のとれないような、しかも農民が目の先に見て、この県の農民がゆえに、この区域なるがゆえにこれの適用を受けられる。しかし、県が違つたから受けられぬというようなことではないかと思ひますので、今後、農民の気持ちをくんで、御指摘のありました点を均衡を欠かないようにやれますよう

うに、十分ひとつ検討を加えていくという、あたたい思ひやりのある政治をとつてまいりたい、かように考えております。

○大久保委員 政務次官の被害農民の

救済の心意気につきましては一応了承いたしましたけれども、先ほど来私が質問しましたことのはかに、なお細目を申しますれば、農業共済金の支払いでありますとか、あるいは麦の買い入れの措置、検査の場合の親心とか、いろいろあればやれないこともなからうと思ひのであります。そういう点について、いま政務次官から心意気として発言せられましたと同様の気持ちをもつてひとつ今後の措置に当たつていただきたいと思ひのでございます。大岡越前守は罪人をさばいたわけでありませうが、今回の農林省の幹部は、これは罪人ではなくて、被害農民でありませう、大岡越前守以上の涙ある心をもつてひとつ取り扱つていただきたいと思ひはお願ひするわけでありませう。

なお最後に、天災融資法はいろいろな面におきまして時代の要請に合つていない、また、災害が起つた場合に、現在の被害農家を救うのに十分ではないという気持ちを私も持つておるのであります。この天災融資法の改正等について政務次官はどう考えておられますか、ひとつ将来のことについて御発言を願ひたいと思ひ次第であります。

○丹羽(兵)政府委員 先日来、天災融

資法の改正ということは、災害があるたびのみならず、また災害がないときでも、そういう御意見が出ておりました。政府としては、天災融資法の内容全部についてひとつ検討を加えよう

いうことで、先日来申し上げておつたのであります。しかし、今日災害が起きてまゝして直ちに天災融資法を全般的に改正するという時間がなかつたので、やむを得ず、御指摘のありましたように、農民を救うという意味から、また再生産ということを考えまして、今度の特例法の御審議をわずらわしておるようなわけでありませう。しかし、今後におきましては、金額の問題等、ひとつ十分検討を加えてまいりたい、できるだけ早く天災融資法全体の内容について検討を加えまして、御審議をいただくようにしたい、こう考えております。

それから、先生から御注意がござい

ましたように、法の運用にあたりましては、できるだけあたたい気持ちをもつて処理をしていくようにしたいと思ひます。

○中山委員 他に御質疑もないよう

でありますので、これにて、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中山委員 これより討論に入ります。

別段討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の御起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○中山委員 起立総員。よつて、本

案は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

○中山委員 次は、自由民主党、日

本社会党及び民主社会党三派共同提案

にかかると、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、まずその趣旨説明を求めます。村山喜一君。

○村山(喜)委員 私は、自由民主党、

日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、附帯決議案の趣旨を説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、今次長雨等災害における

特例法制定の趣旨にかんがみ、政令指定をうけざる地域についても、被害農民の実情を充分考慮して特段の措置を図ること。以上であります。

この趣旨とするところは、ただいま

の質疑を通じて明らかにされましたように、天災融資法の制定は、被害農家を救済するという目的を持つと同時に、被害農家の再生産を保障しなければならぬ筋合いのものでございませうが、今日の段階におきましては、すでに政府の手によって進められておりますように、制度金融においても低金利政策がとられてゐる段階にございませう。このときにあたりまして、天災融資法の一般的な指定を受けましても、六分五厘という金利をもちましてはこれらの目的を達成するといふことはきわめて困難な情勢に入つてゐるとも考えられるわけでありませう。さらに、御承知のように、今回九州の長雨の地域で、大分あるいは福岡、佐賀等が特例

指定を受けないことに相なるのでございませうが、これも、ただいま官房長から話がありましたように、集団的に数カ村がかたまりました、特例措置を受けた府県との間における被害額の比較をいたしてみたい場合に、たとえば大分県の佐伯農林事務所管内におきましては、被害率が六七・六〇というやうな地域もあるやうに、特段の差違を見つ

けることができないやうな情勢にあるわけにございませう。しかしながら、それらにつきましましては、県という行政区域をもとにいたしまして四〇%以上という基準を設定いたしておりますがゆえに、特別被害市町村といたしまして、一つも郡単位としてまゝつた地域が特例法の指定を受けないといふかっこうに相なつておりますので、これらはやはり小さな市町村の単位から、あるいは郡単位というやうな形のものも救済していくという方式を将来はとつていかなければならぬと思ひわけにございませう。

そういうやうな点から、この段階におきましては、やはり抜本的に天災融資法を改正する段階に差し迫つてゐることは、政府当局も認めてゐるところにございませうので、それらの問題に對しましては、今後当委員会において、これらの措置を講ずると同時に、今回特に要請を申し上げたい点は、県単等におきましてこの三分五厘の金利で措置をいたしたものに對しまして、金利補給に對するところの特別交付税が考

えられなければならぬわけにございませう。この点については、関係省との協議がまだ、實質的に進められてはおりませうが、成果として上がつておるわけでもありませんので、本日この

決議をもちまして、実質上均等するような運用上の措置が十分に講ぜられるように要請を申し上げたいのであります。

さらに、自作農資金のワクの拡大も、同様の考え方として要請がございますので、これらの点を十分に政府が、決議を尊重されまして実施されることを要請申し上げまして、私の提案の説明にいたしたいと存じます。御賛同を切にお願いいたします。(拍手)

○中山委員長 ただいまの村山喜一君の動議のとおり本案に附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、政府より御発言があれば、これを許します。

○丹羽(兵)政府委員 ただいま、昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案を御決定いただきましたが、政府といたしましては、本法律の施行にあたりましては、特に御決議の御趣旨を十分尊重いたしましてその実現に努力し、被災農家の救援と農業再生産の確保のため最善の努力をいたしてまいりたい所存でございます。

○中山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次に、請願の審査に入ります。

本日の請願日程全部を一括して議題といたします。

本会期中付託になりました請願は八件であります。その取り扱い等につきましては、先ほどの理事会において協議いたしましたのでありますが、この際、紹介議員の説明等を省略し、直ちにその採否を決することにしたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

おはかりいたします。

本日の請願日程中、第一、第五及び第六の請願は、いずれもその趣旨妥当と認められますので、採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 なお、本委員会に参考送付されました陳情書は、雪寒地対策に関する陳情書外二十七件であります。御報告いたしておきます。

○中山委員長 この際、閉会中審査に関する件についておはかりいたします。

先ほどの理事会の御決定のとおり、災害対策に関する件について閉会中審査の申し出をいたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○中山委員長 次に、閉会中審査案件が付託されました後の委員派遣及び参考人の出頭要求についておはかりいたします。

閉会中に委員を派遣して調査をする必要が生じた場合には、議長に對し委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中山委員長 次に、閉会中委員会において参考人より意見を聴取する必要が生じた場合の日時、人選等その他所要の手續に關しましては、あらかじめ委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時六分散会

災害対策特別委員会議録第七号中正誤

ハシ段 行 誤 正  
三五 〇不痢 下痢  
〃 〃 五人牛 人手  
八四 七管弁 答弁  
五 元後々 後に

